

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	株式会社カーチスホールディングス
【英訳名】	Carchs Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 松本 光章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号 新紀尾井町ビル2F
【電話番号】	03 - 3239 - 3100 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 高田 知行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号 新紀尾井町ビル2F
【電話番号】	03 - 3239 - 3185
【事務連絡者氏名】	執行役 高田 知行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月24日開催の当社第29回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金4円

配当総額 91,702,892円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

グループ会社の集約と業務効率向上を図ることを目的として、現行定款第3条の本店所在地を現在の台東区より、本社機能の所在地である千代田区に変更するものである。

なお、本店所在地については、第28回定時株主総会の決議により、「東京都台東区」から「東京都港区」に変更すること、当該定款変更の効力発生時期を「平成27年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日」とすることをご承認いただいたが、経済条件、立地条件、利便性等を考慮した上で、千代田区への本社機能移転先が最適であると判断し、「東京都港区」への変更に係る上記取締役会決議は行わなかった。

上記に伴い、現在定款上の本店所在地である「台東区」を「千代田区」へ変更し、及び残存した附則を削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、加畑雅之、松本光章、西牟田泰央、森本貴史、平野忠邦、浜田卓二郎、内田輝紀及び生駒雅を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	172,119	382	0	(注)1	可決(99.76%)
第2号議案	172,134	367	0	(注)2	可決(99.77%)
第3号議案				(注)3	
加 畑 雅 之	171,990	511	0		可決(99.68%)
松 本 光 章	171,998	503	0		可決(99.69%)
西 牟 田 泰 央	172,001	500	0		可決(99.69%)
森 本 貴 史	172,060	441	0		可決(99.72%)
平 野 忠 邦	171,976	525	0		可決(99.67%)
浜 田 卓 二 郎	171,970	531	0		可決(99.67%)
内 田 輝 紀	171,975	526	0		可決(99.67%)
生 駒 雅	171,985	516	0		可決(99.68%)

(注)1. 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数につきましては、加算しておりません。

以 上